

地方自治体を取り巻く動向について

地方自治体の経営難時代の本格化

【歳入面】

- ◆ 本格的な人口減少時代 ⇒ 担税力の高い納税者の減少、地価の下落
- ◆ アジア諸国の台頭 ⇒ 産業の先行き不透明、法人関係の税収への影響

【歳出面】

- ◆ 超高齢化社会の到来 ⇒ 後期高齢者人口の増加による扶助費等義務的経費の増大(歳出を圧迫)

【財政全般】

- ◆ ギリシャ問題に端を発した日本財政の持続可能性への危惧: 国地方計約900兆円(H23年度末見込み)の長期債務残高 ←年間税収70兆円~90兆円
- ◆ 東日本大震災の復興財源問題

【職員数】

- ◆ 経常的経費削減の手法として団塊の世代の定年退職に合わせた定数の大幅な削減

【権限・責任】

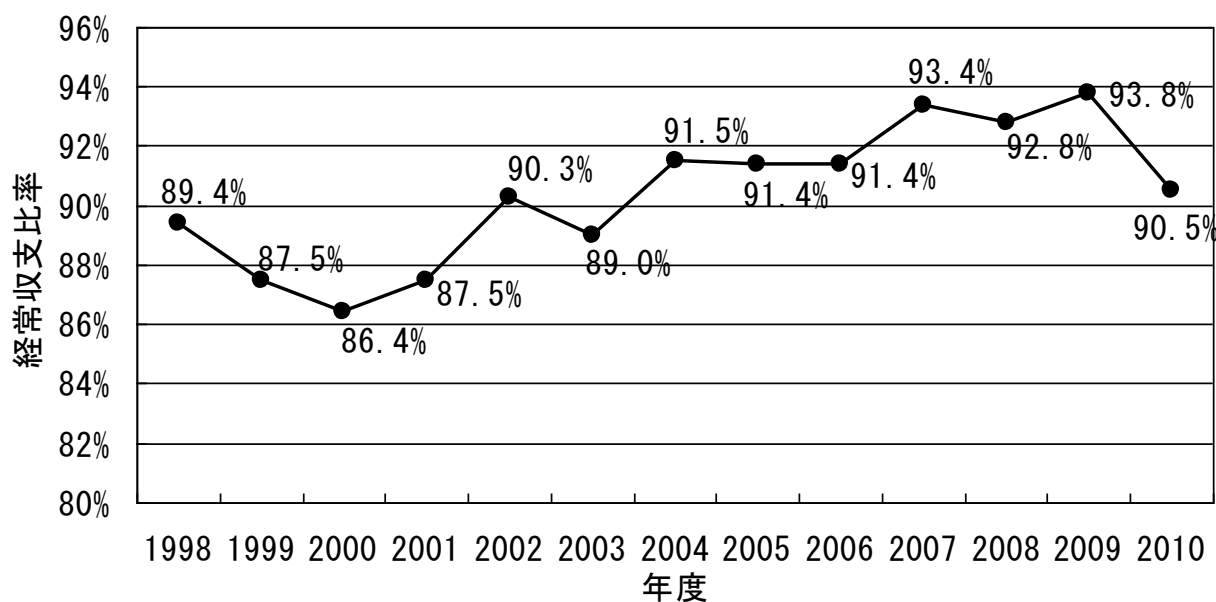
- ◆ 地方分権改革の進展 ⇒ 権限移譲に伴い市町村の仕事と責任は増大

(1) 自治体の経営環境

① 財政状況

- 過去には旧自治省が 80%を上回らないことが望ましいとしていた財政構造の弾力性を示す指標(経常収支比率)は、2004年度以降、地方財政全体で90%を超える状況となっている。
- これは、各自治体が、地域の特性に応じ、独自の政策を柔軟に実施する財政的な余裕が無くなっていること示している。

図表 地方財政の経常収支比率の推移

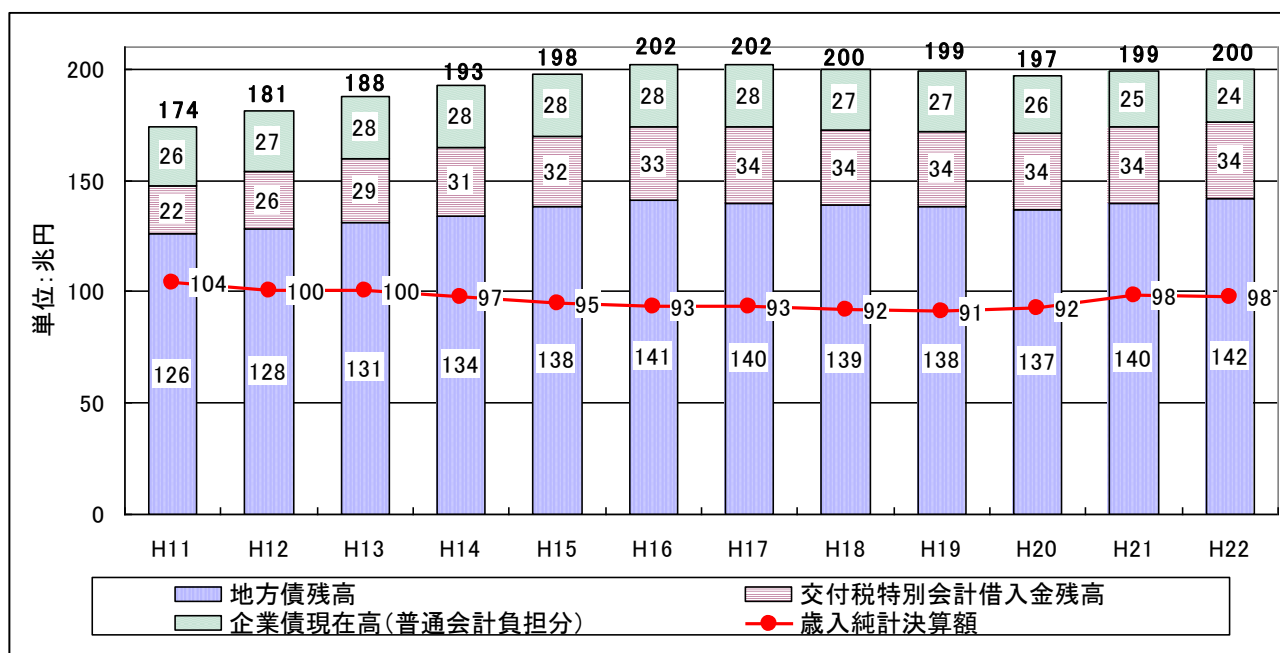


出典：総務省「平成 24 年度版『地方財政の状況』の概要(平成 22 年度決算)」

第 1 回_自治体経営改革戦略会議 (H24. 4. 17 開催)

- 全自治体の一般的な地方財政（普通会計）の歳入決算額は、平成 11 年度の 104 兆円をピークに減少し、平成 19 年度には 91 兆円にまで縮小した後、平成 22 年度には 98 兆円に回復した。一方、普通会計が負担すべき借入金残高は平成 4 年度以降、急激に増加し、平成 15 年度末以降は 200 兆円前後で推移しており、平成 3 年度の約 2.9 倍（約 130 兆円増）に達している。
- この間、全国の自治体は、旧自治省から出された「地方行革指針（1994 年）」と「新地方行革指針（1997 年）」に基づき行革大綱を策定し、継続して簡素化・合理化を中心とする行政改革に取り組んできている。しかし、自治体の想定以上に社会経済環境の変化が速く激しかったことから、健全財政にほど遠い状況が続いている。

図表 地方財政（普通会計）の歳入純計決算額と普通会計が負担すべき借入金残高の推移



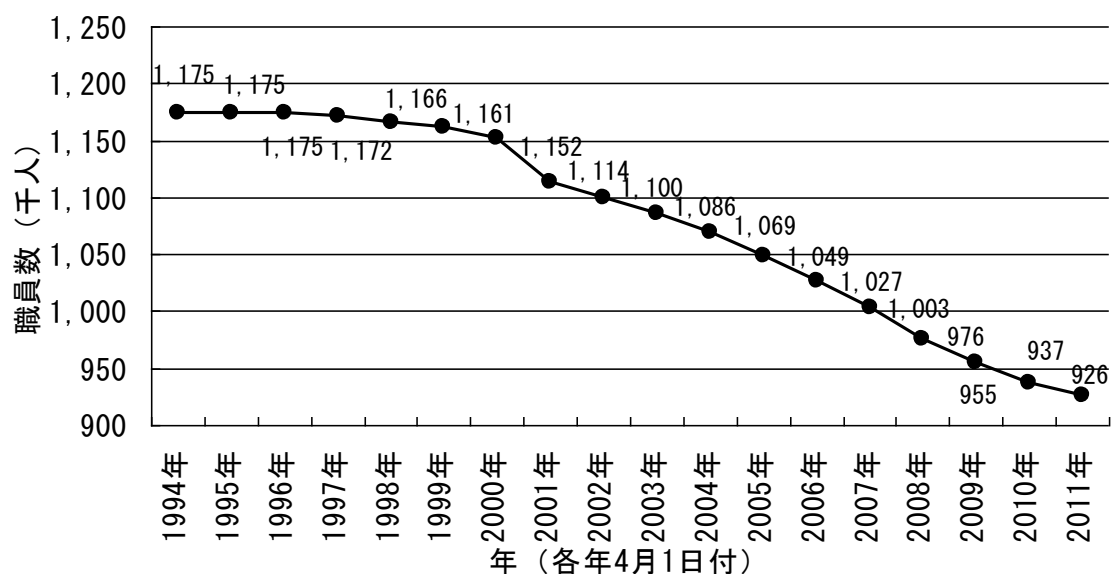
出典：総務省「平成 24 年度版『地方財政の状況』の概要（平成 22 年度決算）」

第 1 回_自治体経営改革戦略会議（H24. 4. 17 開催）

② 職員数

- 自治体は、地方の歳出全体の 3 割弱を占め、歳出削減効果の高い人件費を削減するために、職員数の削減に積極的に取り組んできた。特に 2005 年からの 5 年間は、団塊の世代の大量退職と、市町村合併後の職員数削減の強化、集中改革プランによる国からの職員数削減圧力の強化が重なったことにより、2006 年（各年 4 月 1 日現在）以降の一般行政部門の職員数は、対前年度比▲2%を超える減少率が続いている。
- その結果、地方公務員全体では 1994 年をピークに 2009 年までの間に▲13.0%の減少、うち一般行政部門では 1995 年をピークに 2009 年までの間に▲18.7%の減少となった。

図表 一般行政部門の地方公務員数の推移



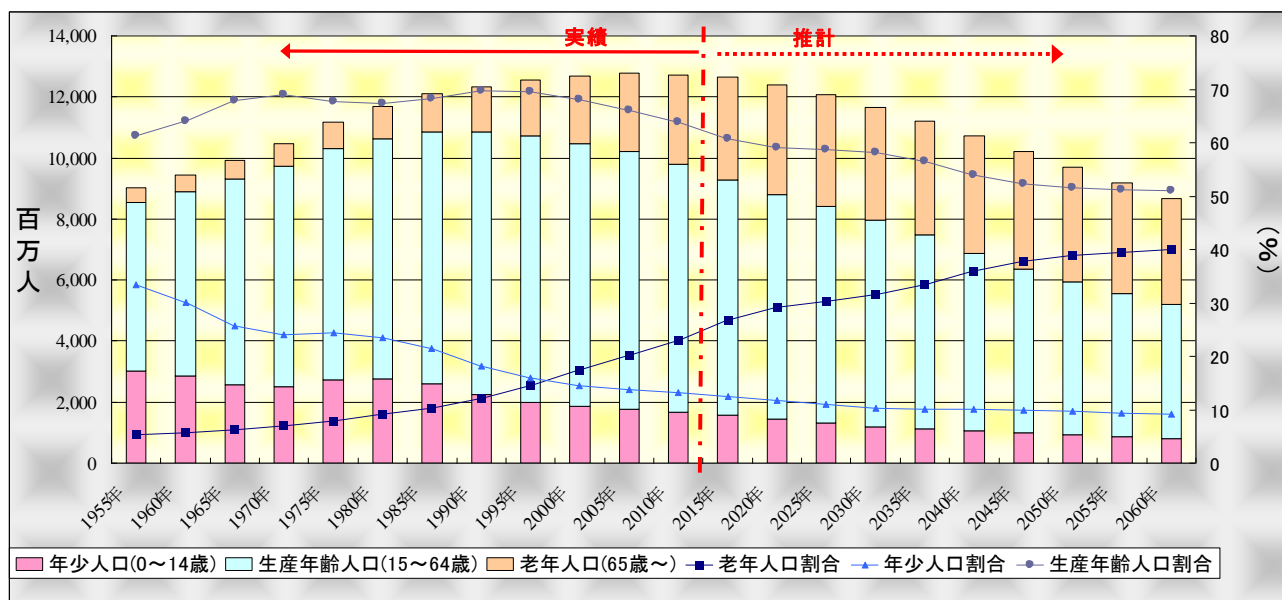
出典：総務省「平成 23 年地方公共団体定員管理調査結果の概要」

第 1 回_自治体経営改革戦略会議 (H24. 4. 17 開催)

③ 人口動態

- 超高齢化社会に突入した日本では、今後、65 歳以上の高齢者の大幅な増加と、15 歳から 64 歳までの働き盛りの生産年齢人口の大幅な減少が見込まれている。担税力の高い働き盛りの年代の人口の減少は、所得税・住民税など税収の伸び悩まないしは落ち込みとして歳入面でマイナスの影響を及ぼす。一人当たりの福祉関連及び医療関連の歳出が増大する高齢者の増加は、歳出増大圧力の影響を及ぼす。
- 特に市町村にとっては、2025 年問題が立ち上がる。すなわち、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年以降、市町村では、保健・医療・福祉に関する歳出増大圧力がピークを迎える。

図表 日本の将来人口の推移



	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
日本の人口	9,008	9,430	9,921	10,466	11,190	11,700	12,101	12,329	12,544	12,670	12,777	12,708	12,660	12,409	12,066	11,662	11,212	10,728	10,220	9,708	9,193	8,673
年少人口(0~14歳)	3,012	2,843	2,553	2,515	2,722	2,751	2,603	2,249	2,001	1,847	1,759	1,680	1,583	1,457	1,324	1,204	1,129	1,073	1,011	939	861	791
生産年齢人口(15~64歳)	5,517	6,047	6,744	7,212	7,581	7,884	8,251	8,590	8,717	8,622	8,442	8,103	7,682	7,340	7,085	6,773	6,343	5,787	5,353	5,001	4,706	4,418
老年人口(65歳~)	479	540	624	739	887	1,065	1,247	1,490	1,826	2,201	2,576	2,925	3,395	3,612	3,657	3,685	3,740	3,868	3,856	3,768	3,626	3,464
年少人口割合	33.44	30.15	25.73	24.03	24.33	23.51	21.51	18.24	15.95	14.58	13.77	13.2%	12.50	11.74	10.97	10.32	10.07	10.00	9.89	9.67	9.37	9.12
生産年齢人口割合	61.2	64.1	68.0	68.9	67.7	67.4	68.2	69.7	69.5	68.1	66.1	63.8%	60.7	59.2	58.7	58.1	56.6	53.9	52.4	51.5	51.2	50.9
老年人口割合	5.3	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0%	26.8	29.1	30.3	31.6	33.4	36.1	37.7	38.8	39.4	39.9

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」に基づき作成

(2) 地方分権改革・地域主権改革の動向

① 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方

- 内閣府・地方分権改革推進委員会の「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」(平成 19 年 5 月 30 日)では、地方分権改革推進のための基本原則として、以下の事項が示されている。

【地方分権改革推進のための基本原則】

(1) 基礎自治体優先

補完性・近接性の原理にしたがい、ニアイズベターの観点に立って地方自治体、とくに基礎自治体を優先する。

(2) 明快、簡素・効率

明快な国と地方の役割分担を確立するとともに、「官から民へ」の考え方にもとづき、国・地方を通じ、無駄と重複を排除した、簡素で効率的な行政を実現する。

(3) 自由と責任、自立と連帯

地方の行政及び税財政の基盤を確立し、自由度を拡大して、地方自治体が責任をもって行政を実施するとともに、自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う仕組みを実現する。

(4) 受益と負担の明確化

(3)とあわせて、受益と負担の明確化により、住民が主体的に政策の選択と決定を行うようにする。

(5) 透明性の向上と住民本位

情報公開を徹底して、行政の透明性を向上させるとともに、首長と議会がそれぞれの機能を十分に発揮することでガバナンスを強化し、また住民参加の促進やNPOなどとのパートナーシップを確立して、真に住民のための地方分権改革を実現する。

② 平成 21 年 12 月 15 日閣議決定「地方分権改革推進計画」

- 序文で「地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要の取組を推進することとする。」と記載。

③ 平成 22 年 6 月 22 日閣議決定「地域主権戦略大綱」

第 1 地域主権改革の全体像

- 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視

第 1 回_自治体経営改革戦略会議（H24. 4. 17 開催）

- 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね 2～3 年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成 24 年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定

第 2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

第 3 基礎自治体への権限移譲

第 5 ひも付き補助金の一括交付金化

第 6 地方税財源の充実確保

第 7 直轄事業負担金の廃止

第 8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

④ 地方分権改革・地域主権改革に関する具体的な法律改正等

【「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年 4 月 28 日成立）」（第 1 次一括法）】

○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41 法律)

✓ 地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し
〔例〕

I 施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

II 協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

III 計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

【「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年 8 月 26 日成立）」（第 2 次一括法）】

○基礎自治体への権限移譲(47 法律)（都道府県の権限の市町村への移譲）

〔例〕

- ・未熟児の訪問指導(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・家庭用品販売業者への立入検査(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定(特例市まで→市まで)

第 1 回_自治体経営改革戦略会議 (H24. 4. 17 開催)

○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160 法律)

[例]

- I 施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
- II 協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
- III 計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止

【地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）（平成 23 年 8 月 1 日施行）】

- 地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行う。

1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

(1) 議員定数の法定上限の撤廃

- ✓ 地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

(2) 議決事件の範囲の拡大

- ✓ 法定受託事務に係る事件についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

(3) 行政機関等の共同設置

- ✓ 行政機関等※について、共同設置を行うことができることとする。

※行政機関等とは

- ・議会事務局（その内部組織）
- ・行政機関
- ・長の内部組織
- ・委員会又は委員の事務局（その内部組織）
- ・議会の事務を補助する職員

(4) 全部事務組合等の廃止

(5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

- ✓ 地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。

※撤廃する義務付け

- ・市町村基本構想の策定義務
- ・内部組織条例の届出義務（都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事）
- ・予算・決算の報告義務（同上）
- ・条例の制定改廃の報告義務（同上）
- ・広域連合の広域計画の公表・提出義務（広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事）
- ・財産区の財産処分等の協議義務（財産区等→都道府県知事）

2 直接請求制度の改正